

障害状態確認届（診断書）等の手続きが変わります

障害状態確認届（診断書）、障害給付額改定請求書に添付する診断書の作成期間が1か月以内から3か月以内になります。

○障害状態確認届（診断書）の作成期間が提出期限1か月以内から3か月以内に拡大されます。また、これまで誕生月の前月末頃に送付していた障害状態確認届（診断書）の用紙は、今後誕生月の3か月前の月末に日本年金機構より送付します。

※ただし、提出期限が令和元年8月以降となる方が対象となります。

○障害給付額改定請求書には、提出する日前1か月以内の障害の状態を記入した診断書を添えることとされていましたが、変更後は提出する日前3か月以内の障害の状態を記入した診断書を添えていただくこととなります。

※ただし、令和元年8月以降の請求分が対象となります。

健康管理センターだより

「地域包括ケアシステムについて」
記：包括ケア推進室長 武藤 一郎

当町の65歳以上の高齢者人口は、平成31年3月末現在、人口4,112人に対して高齢者人口は1,979人、高齢化率は48.1%、町の人口の約半数の方が65歳以上の高齢者となっています。10年前の高齢化率は38.0%なので、ちょうど10%上昇したことになります。

町としては、人口が多い高齢者の方に配慮したまちづくりを進めていく必要があります、「地域包括ケアシステム」の推進が重要となっています。

地域包括ケアシステムって何？

「地域包括ケアシステム」とは、「地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制。」と定義されています。

平成24年に国から示された高齢者支援に関する概念で、当町のみならず、全市町村がこのシステムの推進に取り組んでいます。

日常生活を支える活動を

昨年の広報4月号でも触れましたが、当町では、医療・介護などの必要なサービスは整っており、システム自体はほぼ出来上がっています。

しかし、日常生活の支援などについては、どうしても行政サービスだけではカバーしきれない部分があるので、各地域で行う自主的な活動やボランティア活動の充実が必要です。

当町でも、現在、社会福祉協議会と連携して、地域での高齢者支援体制の構築や高齢者が集うサロン活動の立ち上げなどに力を入れています。

「北の大地の福祉都市『きこない』」をまちづくりの目標としている当町では、健康管理センターを中心として、引き続き、高齢者の方が住みやすいまちづくりに取り組んでいきます。

今後とも、町民の皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いします。